うえの事務所通信

こんにちは！　最近，寒暖の差が激しいですが，体調を崩していませんか？

私は，この季節はいつも風邪を引くのですが，今年は引いていません。

最近は，人込みではマスクをする，帰宅したら，手洗いとうがいを必ずするなど風邪対策の基本を徹底していて，それが功を奏しているのかもしれません。

色々忙しく体調を崩しやすい季節ですのでくれぐれもお体には注意してくださいね。

朝，散歩をしている鶴生田川沿い

先月，東京高等裁判所で注目すべき判決がありました。それは，定年後に再雇用されたトラックの運転手が，「正社員と同じ仕事なのに賃金に差があるのは違法だ」と訴えた裁判で，裁判所が「２割前後の賃金の減額は不合理ではない」として運転手側の訴えを退けたものです。

因みに，１審の東京地裁は，不合理な差別だとして，正社員と同様の賃金の支払いを命じていました。従って，運転手側は逆転敗訴したことになります。

運転手は６２歳であり，まだ衰えなどはほとんどないような年齢です（最高裁の裁判官の定年は７０歳）。それにも関わらず給料が減額されるのはおかしいという気持ちもわかります。

ただ，従来，定年は６０歳とされてきたものの，法律改正があり，会社としては，６０歳以降も雇用を継続せねばならなくなったこと，再雇用後の給料の減額すらできないとなると人件費が跳ね上がり若年層を雇用することができなくなり，国民全体を幅広く雇用することが難しくなることなどを考えると，高裁判決は妥当だと思います。

ここのところずっと運動不足を感じていました。運動不足解消のため，最近，少し早起きをして，毎朝５０分くらい，近くの公園を散歩しています。

その公園の川，沼沿いを，水鳥を見ながら歩くのは爽快です。

もともと，私は，運動のために，ジムに入会していました。ジムでは専ら泳いでいました。週に数回は通いたいと思っていたのですが，行けるのはせいぜい月に２，３回くらいだったと思います。行く時間帯は夜がほとんどでした。

仕事後プールに行こうと思っても，仕事が押している，疲れてしまった，プールに入ったときに寒い，などの理由で行くのが億劫になり，「もっと行かないと」と感じつつ，思うように運動をできない日が続いていました。

そこで，朝の散歩を毎日の生活に組み入れてみたところ，これが意外と続いています。私は朝に弱いと言われる低血圧なので，運動（散歩ですが）を続けられるかは今後早起きを継続できるかにかかっています。

「うえの事務所通信」VOL.16　　発行編集責任者　弁護士上野俊夫
住所　群馬県館林市本町 2-2-14　アドホック館林 2F　電話 0276-56-4736　FAX　0276-56-4735
E-MAIL　ueno-law@kfa.biglobe.ne.jp　URL　http://law-ueno.blogdehp.ne.jp/